

平成 18 年度第 8 回常務理事会議事録

日 時：平成 19 年 2 月 2 日（金）15：00～17：20

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石塚 文平、稲葉 憲之、宇田川康博、岡井 崇、岡村 州博、嘉村 敏治、田中 俊誠、
星 和彦、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、角田 肇、長谷川清志、早川 智、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、
村上 節、由良 茂夫

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 8 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 7 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：第 59 回総会次第（案）

庶務 2：定款施行細則の会費に係る改定方針について

庶務 3：平成 19 年 1 月 24 日付朝日新聞「医師過失、刑事責任問えるか」

庶務 4-1：法務省民事局「妊娠週数（日数）の認定の方法及び正確性について（御照会）」

庶務 4-2：平成 19 年 1 月 25 日付毎日新聞「医学的事実も曲げる法」

庶務 5：金原出版（株）「子宮頸癌取扱い規約改訂第 2 版の増刷許可」

庶務 6-1：母子健康手帳の様式の改正に対する本会意見

庶務 6-2：厚労省「母子健康手帳の様式の改正について」

庶務 7：厚労省「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」

庶務 8：日本更年期医学会からの書信

庶務 9：公開シンポジウム「少子社会における社会保障と働き方」

庶務 10：平成 19 年 2 月 1 日付読売新聞「院長ら 11 人起訴猶予」

庶務 10-2：医会の声明

庶務 11：厚労省「周産期医療に係る実態調査について」

庶務 12：平成 19 年 1 月 29 日付読売新聞「出産時事故 過失無くても補償」

会計 1：平成 18・19 年度事業・予算関連資料一覧

社保 1：改訂第 3 版 産婦人科医のための社会保険 ABC 改訂のご担当

専門医制度 1：各大学産婦人科学教室宛研修医の産婦人科への入局動向調査に関する書信

専門医制度 2：専門医制度規約・専門医制度規約施行細則 改定点

専門医制度 3：会員へのお知らせ「産婦人科専門医認定審査について」

専門医制度 4：会員へのお知らせ「卒後研修指導施設の指定申請について」

専門医制度 5：専門医資格審査の申請資格に関する内規（案）

倫理 1-1：日本学術会議 第 1 回生殖補助医療の在り方検討委員会報告

倫理 1-2：平成 19 年 1 月 19 日付読売新聞「不妊治療のルール作り」

倫理 2：「未婚女性の卵子凍結保存」関連記事

倫理 3-1：平成 19 年 1 月 24 日付朝日新聞「国内業者が卵子バンク」

倫理 3-2：本会のコメント

倫理 4：平成 19 年 1 月 21 日付日経新聞「不妊予防の NPO 発足」

倫理 5：平成 19 年 1 月 31 日付朝日新聞「がん患者卵巣凍結保存」

学会のあり方 1：産婦人科医療提供体制検討委員会 第 2 次中間報告書（案）

学会のあり方 2：第 2 回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会・企画書
学会のあり方 2-2：第 2 回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会開催のお知らせと出席者推薦のご依頼
学会のあり方 3：平成 19 年 1 月 23 日付毎日新聞「医療クライシス」
学会のあり方 4：「産婦人科診療ガイドラインー産科編」コンセンサスミーティングのご案内
学会のあり方 5：平成 19 年 1 月 26 日付朝日新聞「お産の現場パンク寸前」
広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2：ACOG Web 会員アクセス可能人数について
AOCOG2007 1：演題応募状況、事前登録状況(国別)
AOCOG2007 2：50 周年記念誌受諾状況
女性健康週間 1：平成 18 年度地方部会担当公開講座一覧
女性健康週間 2：女性の健康週間 2007 女性の健康広場（IY 葛西店）講演候補
女性健康週間 3：橋本聖子議員宛書信
無番：定款施行細則
無番：妊産婦死亡を含めた重症管理妊産婦調査

15：00、理事長、常務理事の総数 11 名のうち 10 名が出席（落合常務理事欠席）し、定足数に達したため、武谷理事長が開会を宣言した。武谷理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、会計及び学術担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

I. 平成 18 年度第 7 回常務理事会議事録（案）の確認
原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事欠席につき澤主務幹事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ①古川語正功労会員（兵庫）が平成 18 年 10 月 13 日に逝去された。（ご遺族より 1 月 17 日に連絡有）
- ②大屋敦功労会員（埼玉）が平成 18 年 12 月 27 日に逝去された。
- ③藤田光郎功労会員（秋田）が平成 19 年 1 月 15 日に逝去された。
- ④藤澤勝之功労会員（愛媛）が平成 19 年 1 月 19 日に逝去された。
- ⑤鳥居章功労会員（愛知）が平成 18 年 12 月 26 日に逝去された。
- ⑥猿渡善美功労会員（大阪）が平成 19 年 1 月 1 日に逝去された。
- ⑦牛嶋陽一功労会員（福岡）が平成 19 年 1 月 20 日に逝去された。

(2) 第 59 回総会次第（案）について [資料：庶務 1]

特に異議なく、総会次第（案）を、承認した。

(3) 定款施行細則の会費に係る改定方針について [資料：庶務 2]

各地方部会長宛に定款施行細則の会費に係る改定方針についての通知を 1 月 18 日付で発送した。

(4) 大谷裁判について

2 月 15 日に東京地裁 709 号法廷で最終準備書面の陳述が行なわれる予定である。

(5) 県立大野病院事件について

①1 月 26 日に第 1 回公判が福島地裁で開かれた。

②朝日新聞 1 月 24 日付記事「医師過失、刑事責任問えるか」 [資料：庶務 3]

佐藤監事より第 1 回公判について「傍聴席は関心の高さを反映し、26 席に対し 349 名の希望者の中から抽選が行なわれた。本職は抽選に外れたため傍聴は出来なかったが、弁護士や報道関係者等から内容を聞いてそれをホームページ（周産期医療の崩壊をくい止める会）に公開している。公判終了後、非公開で公判前整理の続きを期日間整理ということで行なった。検察側が弁護側の書証の大部分を不同意としたので、弁護側の人証申請の範囲が定まらないため、裁判官も検察側に対し証拠の提出方法について

再考を促した。2月から5月迄検察側証人2名ずつ（計8名）が尋問される予定である」との報告があった。

澤幹事「今後の予定だが、次回公判が2月23日、第3回3月16日、第4回4月27日、第5回5月25日でありここまで日程が決まっている。第6回までが検察側の立証責任で行なわれ、その後弁護側の証人申請が行なわれる。本会から岡村先生と池ノ上先生の尋問が予定されているが、それは夏以降になると思われる」

(6) 法務省民事局からの照会について [資料：庶務4-1, 4-2]

法務省民事局より、妊娠週数（日数）の認定の方法および正確性について照会があった。

澤幹事より「本日午前中に法務省の担当官が来所し、落合常務理事、和氣常務理事及び本職が対応した。離婚後300日以内に生まれた子供は前夫の子という民法上の規定が現状と合わなくなっている。実際の週数をどのように算定しているか、その正確性はどうかとの照会であり、教科書を渡して説明した。今後について民事局としては通達で運用できるか、あるいは民法を変えなければいけないかとの検討に入るとのことである」との報告があった。

武谷理事長「300日の壁は古い法律であり、今は医学的に誰の児か明らかに分かるので、科学的な考え方に合うような形でこれを変えたいというのが、法務省の意向か」

澤幹事「そのようにして検討したいということである。端的に云うと、出生届に書かれる週数はどの位正確性があるのかというのが今日の主眼であった。これはせいぜい2週間前後のずれに過ぎないということを示し上げた」

岡村理事「法務省のファックスには出生届の取扱いに関し検討しているとの文言があった。厚労省母子保健課とも話をしたが、もし出生届の内容を変えるような議論が何処かで行なわれているのであれば、本会と医会がその中に入れるようお願いしたいと考えている。そのような議論が行なわれているのかお聞きしたい」

澤幹事「法務省は出生届の内容に関してまでは云っているわけではなく、週数の信憑性を聞いてきたと把握している」

(7) 子宮頸癌取扱い規約改訂第2版の増刷について

金原出版(株)より同規約の残部が僅少となったため、500部の増刷許可の申出があった。[資料：庶務5] 特に異議なく、増刷を承認した。

(8) 福岡県折尾警察署より同署管内において発生した母体死亡の事案に関し、1月17日付捜査関係事項照会書を受領した。本会の会員、専門医であるかの確認、マニュアル・ガイドラインの有無等を照会するものである。

(9) 横浜市堀病院事件について

①読売新聞2月1日付記事「院長ら11人起訴猶予」 [資料：庶務10]

②医会より起訴猶予裁定に関し、声明が出された。 [資料：庶務10-2]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①母子健康手帳の様式の改正について、前回（第7回）の常務理事会の審議に基づき、本会の意見書を厚生労働省に提出した。[資料：庶務6-1]

母子保健課より「母子健康手帳の様式の改正について」の通知を受領した（1月25日）。

[資料：庶務6-2]

本件、会員への周知の依頼があるので機関誌、ホームページへの掲載を行ないたい。

武谷理事長「前回の常務理事会で指摘したのは、B型肝炎を産科サイドで気付いたものが、スムーズに小児科側に伝わらずワクチンを打ち損ないキャリア化した場合、その責任を大きく問われる。産科側の責任も免れないであろう。実際そこまで確信を持ってやれるプロセスになっていない、ということである」

稲葉理事「それを手帳に明記した場合、一方的に産科医が責任を取らなくてはならないような形になることが良いのかが問題となる」

武谷理事長「現実にそのような問題が起きた場合、書いていないから免責になると産科医が云っても認めて貰えないかもしれない」

稲葉理事「カルテに書いて頂ければよいと思う。キャリアの母親に申告して頂かなければならない」以上協議の結果、機関誌、ホームページへの掲載を、承認した。

②母子保健課より『妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について』の通知を受領した（1月19日）。〔資料：庶務7〕

本件、会員への周知の依頼があるので機関誌への掲載を行いたい。
特に異議なく、機関誌への掲載を、承認した。

③母子保健課より「周産期医療に係る実態調査について」の通知を受領した（1月31日）。

[資料：庶務11]

(2) 文部科学省
特になし

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会
特になし

(2) 日本医師会

①平成19年1月19日に開催された日本医師会疑義解釈委員会において本会からの要望書（バファリン81mg錠、バイアスピリン錠100mgの習慣流産に対する適応拡大）が取り上げられ、落合委員が説明した。

(3) 日本医学会

①2月21日に第74回日本医学会定例評議員会が開催され、本会より落合連絡委員が出席する予定である。

(4) 日本学術会議

第1回生殖補助医療の在り方検討委員会の開催（平成19年1月17日）について[倫理にて報告]

(5) 日本小児科学会

日本小児科学会との第2回合同意見交換・調整会議を1月23日に大丸ルビーホールで開催した。

(6) 日本更年期医学会

同学会は2013年（平成25年）開催予定のThe 5th Scientific Meeting of the Asia Pacific Menopause Federation (The 5th APMF)について、日本開催の誘致活動を行なっている。同学会より本会からのThe 5th APMF 日本開催支援レターをBID BOOKに掲載したいので協力して欲しいとの依頼があった。

[資料：庶務8]

〔Ⅳ. その他〕

(1) 茨城県産婦人科医会より「第30回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会」（開催日：平成19年8月5日、会場：つくば国際会議場）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（1月17日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(2) 平成18年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業公開シンポジウム「少子社会における社会保障と働き方」が2月27日（火）13：30よりKDDIホール（東京都千代田区）に於いて開催される。

[資料：庶務9]

(3) 読売新聞 1 月 29 日付記事「出産時事故 過失無くても補償」[資料：庶務 12]

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 平成 18 年度収支計算見込み、平成 19 年度予算編成について

2 月 2 日に会計担当理事会を開催し、平成 18 年度収支計算見込みおよび平成 19 年度予算編成の最終案について協議した。[資料：会計 1]

荒木事務局長より資料に基づき前回(第 7 回)常務理事会で報告した内容との変更点につき説明があった。

(イ) 平成 18 年度一般会計収支計算見込みの変更点は以下の通り。

①過年度会費収入を予算比 2,500 千円増の 7,500 千円と見込んだ。

②「産婦人科研修の必修知識 2007」の販売額を 16,000 千円に上方修正した。

③従来管理費に計上していた役員会及幹事会費を、理事会・常務理事会会議費として事業費に計上することとした。

④以上の結果、当期収支差額は 11,152 千円の黒字とした。

⑤会計担当理事会で荒木監事から指摘があり、学会拡充・強化積立金に 5,000 千円を繰入れることとした。従って 5,000 千円繰入れ後の一般会計当期収支差額は 6,152 千円の黒字となる。

(ロ) 平成 19 年度一般会計収支予算について

①特に大きな変更はないが、支出を見直した結果、当期収支差額は 1,690 千円の黒字とした。

②予算として学術講演会会計への一般会計からの実質持出しを行わないことが、岡村第 60 回学術集會長から申請されている。

岡村理事より「平成 18 年度収支計算見込みでは、公益法人の目安である事業比率 50%以上をクリア出来る予定である。また、平成 19 年度予算では理事会諮問委員会費として学会のあり方検討委員会を含む 5 委員会の経費を計上している」との補足説明があった。

丸尾理事「第 60 回学術講演会会計では第 59 回と比較すると収入が 17 百万円増えているが、要因は何か」

岡村理事「第 58 回学術講演会を参考に予算を立てたが、横浜の方が京都よりも参加者が多いということが第一の要因である」

武谷理事長「東西で参加者はそれ程違うものなのか」

岡村理事「会員の参加者は第 57 回(京都) 3,611 名、第 58 回(横浜) 4,257 名であった」

武谷理事長「会場固定化を施行しており、格差が出ないように考慮する必要がある」

嘉村理事「学術講演会会計の収入の部に一般会計より繰入とあるが、その表現で宜しいか」

岡村理事「準備資金等が必要となるため会計間で資金を移動させる処理であり、繰入で問題ない。例え全額返戻できなくともそれで宜しいとのコンセンサスは既に常務理事会等で得ている」

武谷理事長「一体となって業務を行っており、貸借関係にあるわけではないので、繰入で宜しいかと思う」

吉村理事「事業比率 50%以上との指導を勘案すれば、学術講演会会計を一般会計に組み込むことを検討する時宜にきているのではないかと思う。他学会は殆ど一般会計で処理していると聞いている」

岡村理事「ご指摘の通り今後会計として検討すべき課題と思っている」

丸尾理事「参加者及び参加費収入が横浜より少ない会場で第 59 回学術講演会を開催することとなる。第 58 回(横浜)では繰入金 23.2 百万円に対して返戻が 13.6 百万円であり、10 百万円弱程度の補助が必要であったことは厳粛な事実として心に留めておいて頂きたい。本職自身としては出来るだけ返戻する気持ちであるが、収入面で横浜と京都ではそれだけ差があることを再認識して頂きたい」

武谷理事長「再三申し上げているように、主催校に損失を被せるようなことは考えていない。会場固定化は今年が 2 年目であり、今後については不透明な点もあり、この辺りの現実を充分考慮しながら引続き適正な会計処理を行ないたい」

以上協議の結果、平成 18 年度収支計算見込み及び平成 19 年度予算を、承認した。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①2月22日に以下の会議を開催する予定である。

- 第60回学術講演会特別講演演者選考委員会
- 第60回学術講演会シンポジウム1~4演者選考委員会
- 第61回学術講演会シンポジウム1~3課題選考委員会
- 第3回総会会場固定化評価委員会
- 平成18年度学術奨励賞選考委員会

②学術担当理事会、第3回学術委員会を2月23日に開催する予定である。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①JOGR編集会議を2月2日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況 (12月末現在)

投稿数466編 (うちAccept114編《Accept rate 24%》、Reject205編《Reject rate 44%》、Withdrawn39編、Under Revision27編、Under Review81編)

岡井理事より「JOGRのAccept rateは直近では24%と下がっているが、投稿数が増えているのでAcceptされてからPublishされるまでの期間が6ヶ月~8ヶ月という状況になっている。AcceptされたAuthorからはいつ出るのか、遅いのではないかというクレームも来ている。そのため、本年3、4号のページ数を1.5倍程度増やすことにより、今溜まっているものを一気に掲載することを、本日の編集会議で決定した。費用は19年度の予算に納まる」との報告があった。

田中理事「掲載されるまでの期間が長いことに対する文句とはどのようなものか。AcceptされてCertificateがあったら、そのことによる不便はない筈である」

岡井理事「当人が不満を感じていることは事実である」

武谷理事長「Accept rateの24%は、ある一定期間のsubmissionとPublishの比率なのか、それとも最終的にこの数字に落ち着くのか」

岡井理事「現状ではそうなる。主にケースレポートに対する評価を厳しくしており、そのAccept rateは10%程度である」

5) 渉 外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

第64回FIGO理事会(平成19年1月21日-23日)報告

本会に関係ある報告は以下の通り。

1. 新FIGO会長のもとに招集された理事会であることより、今後3年間の将来計画を討議するためにretreat meetingが2日間用意された。

2. 会議の冒頭、坂元正一元FIGO Vice Presidentのご逝去に対し黙祷がなされた。

3. FIGOのChief Executiveが決定された。

Dr. Gijs Walraven

50歳、オランダ出身で産婦人科医ではないが、ResidentとしてGeneral Surgery and Gynecology/Obstetricsを専攻し、Reproductive Health, Malaria Prevention, Treatment in Children and Pregnant Women, Health Economicsの領域で、Rockefeller財団、Welcome Trust、Bill Gates財団からのGrantsを受けてフランスをベースに活動中である。就任は8月1日付の予定。

4. 2009 FIGO世界大会のChair, Scientific Programme Committeeより基本方針が報告された。従来の多数のパラセル・セッション同時並行の進行の仕方から、会場数をメインホール中心に限定し、スタ

ースピーカーには旅費を用意することにしたい、5 カ国語の通訳システムを準備し、必要に応じて各母国語（例えば日本語、中国語、イタリア語など）での発表セッションを用意したいとの申し出があった。

5. FIGO Committee の Chair は以下のように決定された。

Principal Activity Committee

Ethical Aspects of Women's Health	: Jacques Milliez
Fistula	: Naren Patel
Gynecologic Oncology	: Sergio Pecorelli
Safe Motherhood & Newborn Health	: Andre Lalonde
Women's Sexual & Reproductive Rights	: Kamini Rao
Alliance for Women's Health	: Arnoldo Acosta

Congress Committee

Congress Organizing	: Ralph Hale
Scientific Programme	: Rodolph Maheux
Business Committee	: To be decided
Audit Committee	: Elizabeth Persson
Publication Management Board	: To be decided
IJGO Editorial Board	: Tim Johnson
Web Portal Editorial Board	: Luis Caboro-Roura

6. 今後3年間に FIGO として取り組むプロジェクトは以下の3項目であることが承認された。

- ① Sexual violence and HIV/AIDS (Dr. Jerker Liljestrand)
- ② Preventable maternal mortality/unsafe abortion (Dr. Dorothy Shaw)
- ③ HPV vaccine/cervical cancer screening (Dr. Joanna Cain)

7. 新 FIGO 会長 Dr. Dorothy Shaw より、FIGO Promotion のために、“International Days”設定がプロポーズされ、承認された。

International Women's Day	3月8日
World Health Day	4月7日
World Contraception Day	9月26日
International Day for the Eliminating of Violence against Woman	11月25日
World AIDS Day	12月1日

8. 次回の第65回 FIGO 理事会は、平成19年10月21日-22日にロンドンで開催の予定である。

[AOFOG 関係]

(1) Dr. Sumpaico より、9月21-25日に東京で開催される第20回 AOCOG の Opening Ceremony で本会 中野仁雄会員の Honorary Fellowship 授与式を行なう旨の書面を受領した(1月17日付)。なお、授与式に際しては、中野仁雄会員の業績と AOFOG への貢献についての Citation を故 坂元正一先生にお願いすることになっていたが、ご逝去になられたため適切な Citation 者を決定されたい旨の書面を受領した(1月23日付)。

武谷理事長より「中野名誉会員の Citation 者はどなたに依頼するか」との意見を求められ、協議の結果、嘉村理事が中野名誉会員の意向を確認の上、武谷理事長と丸尾理事に連絡することを、了承した。

(2) Dr. Sumpaico より、武谷理事長宛に、第20回 AOCOG で Shan S Ratanam-Young Gynaecologist Award (SSR-YGA)と Young Scientist Award (YSA)を若手医師に授与する予定であり、本会から3名の YSA を推薦してほしい。これまで、本会が SSR-YGA に100万円、YSA に50万円の援助を行ってきたことに対する感謝の意を表されるとともに、この事業への継続した援助をお願いしたい旨の書面を受領した(1月17日付)。

特に異議なく、本年の援助について、承認した。

(3) Dr. Sumpaico より、武谷理事長と丸尾渉外担当理事宛に、AOFOG の Educational projects を支援するために Educational Fund の設立が決定されたこと、その準備期間を1月1日から2007AOCOG の President's Night (9月23日) までとし、2009 Auckland Congress (4月2日、2009年) において終了とするとの通知があった。各国レベルでパンフレットを配布したいので、2月14日までに各国から当プロジェクト担当の責任者名を知らせてほしい旨の書面を受領した(1月24日付)。これに関連して、Secretary General 補佐の Dr. Anandakumar より、AOFOG Educational Fund は Sakamoto/Ratnam Educational Foundation と命名し、まず各国より US\$ 100.00 の寄金補助を依頼してはいかがかとの書面を受領した(1月26日付)。

嘉村理事より「2009 Auckland Congress (4月2日、2009年) の日程は、第61回学術講演会の日程とバッティングする」との意見が示され、渉外から AOFOG に本会の事情を通知することを、了承した。

[その他]

(1) Nepal Society of Obstetricians & Gynaecologists (NESOG) より、本会宛に4月26 - 28日に Kathmandu で開催される 8th International Conference of NESOG 案内の書面を受領した(1月25日付)。

(2) 10月18-21日に kalkata (インド) で開催される World Congress on Fallopian Tubes 案内の書面を受領した(1月29日付)。

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

①「改訂第3版 産婦人科医のための社会保険 ABC」について、原稿確認のための会議を2月9日(金)18:00から(株)メジカルビュー社に於いて開催の予定である。[資料: 社保1]

嘉村理事より「今回の大きな変更は、DPC 導入の件を総論の中に記載することである」との報告があった。

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

①第4回中央委員会を1月27日に開催した。

(2) 各大学産婦人科学教室及び卒後研修指導施設に対する研修医の産婦人科への入局動向調査実施について[資料: 専門医制度1]

宇田川理事より「昨年に引続き入局動向の調査を行なう。今回は他施設との重複カウントを避ける文面にして案内を出した。アンケートの回収は2月半ばとなるが、ある程度正確な数字がつかめると思う」との報告があった。

宇田川理事より資料: 専門医制度2~5に基づき説明があった。

(3) 専門医制度規約・専門医制度規約施行細則の改訂について[資料: 専門医制度2]

(4) 機関誌掲載の会員へのお知らせ「産婦人科専門医認定審査について」の一部変更について

[資料: 専門医制度3]

(5) 機関誌掲載の会員へのお知らせ「卒後研修指導施設の指定申請について」の一部変更について

[資料: 専門医制度4]

(6) 専門医資格審査の申請資格に関する内規の一部変更について [資料: 専門医制度5]

(7) 佐々木京子会員の専門医資格停止解除について

平成17年3月2日付で厚生労働省により医業停止処分を受け、同日を以って専門医資格を停止していた佐々木京子会員の停止期間中の自己研鑽を鑑み、専門医制度委員会としては青森地方委員会水沼英樹委員長の推薦書面をもらった上で資格停止を解除することになった。

宇田川理事より「同会員は停止期間中10前後の学会や研究会等に出席し、研鑽を積んでいる。については専門医制度委員会としては青森地方委員会水沼委員長の推薦書面を徴求した上で資格停止を解除することを決定した」との報告があり、特に異議なく、資格停止の解除を、承認した。

(8) 宇田川理事より「市中病院で研修する医師が増えていることもあり、従来は専門医認定申請書には学会での研究発表、論文等を任意記載としていたが、これを必須とした」との報告があり、了承した。

武谷理事長より「卒後研修の必修化に伴い、履修内容が大幅に変わってきたこと及び大学から一般病院への研修医のシフトが起きている中で、研修をどのように充実させ、保証するか、また、集約化並びに産婦人科の診療科が色々な病院から消失していること等、を念頭に入れて議論して頂きたい。まず、[資料：専門医制度1]に関して入局という表現は適切であるか」

丸尾理事「大学での後期研修プログラム登録者で宜しいのではないか」

宇田川理事より「後期研修という言葉を使用していないところもある。本書信は各大学の産科婦人科学教室宛に送付したものであり、その限りでは入局との表現で問題はないと思う」との見解が示され、了承した。

続いて、(3) 専門医制度規約・専門医制度規約施行細則の改訂について、(4) 機関誌掲載の会員へのお知らせ「産婦人科専門医認定審査について」の一部変更について、及び、(5) 機関誌掲載の会員へのお知らせ「卒後研修指導施設の指定申請について」の一部変更について、特に異議なく、承認した。

武谷理事長「[資料：専門医制度5]の専門医資格審査の申請資格に関して、①研修期間が3年間であるため半年以上のブランクは挽回不可能であり、また、対外的にも2年半で専門医資格を取得できると解釈されても困ること、②専門医資格の取得に色々なPathを用意すること、この2点が趣旨である。確認したいが、『半年以上離れた場合は受験資格を1年遅らせる』とあるが、この前提は所定の研修を終了していることか」

宇田川理事「その通りである。3年間のカリキュラムは1年遅らせることによって終わるということが条件である」

武谷理事長「例えば2年間のブランクがあっても1年の遅れ（トータル2年間の研修）で済むと誤解されないよう、表現に気をつけて頂きたい。また、女性医師の出産、育児休職に対する配慮を盛り込んで頂ければと思う」

宇田川理事より「誤解を与えないよう文言を修正したい。女性医師に関しては運用面で柔軟に対応したい」との発言があり、了承した。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成19年1月31日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：65 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：661 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：570 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：424 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：29 例 (認可19 例、非認可1 例、審査小委員会審議中4 例、審査予定5 例)

(3) 会議開催

- ①第4回倫理委員会を2月16日に開催する予定である。
- ②第10回登録・調査小委員会を1月22日に開催した。

③加藤レディースクリニックならびに名古屋市大、セントマザーからの着床前診断に関する審査小委員会を1月31日に開催した。

(4) 日本学術会議第1回生殖補助医療の在り方検討委員会報告について [資料：倫理1-1, 1-2]

吉村理事より「第1回委員会には本会から委員として本職と久具幹事、学術会議事務局側として阪埜幹事が出席した。同委員会では、法務省から法制審議会の平成15年7月中間試案に関する説明、及び厚労省から厚生科学審議会の平成15年4月報告書に関する説明があった。第2回は本職が代理懐胎他について本会の立場を説明することになっている」との報告があった。

(5) 「未婚女性の卵子凍結保存」関連記事 [資料：倫理2]

吉村理事より「登録・調査小委員会はA-PART日本支部から『複数施設における悪性腫瘍未婚女性患者における卵子採取、ならびに凍結保存の臨床研究の実施』の申請を受理したということである。昨年7月に申請書が提出された以降、申請者との間でやりとりを行ない同意書その他を修正した経緯がある。その際本職が要請したことは、卵子を採取するため癌治療の開始が遅れないよう、患者の不利益が生じないように各倫理委員会、施設で考えて頂きたいということである」との報告があった。

武谷理事長「一部新聞報道等で（慶應大学の）卵巣凍結保存が大々的に取り上げられているが、これは飽くまで研究ということで、卵巣を体内に戻すことは認めていない」

吉村理事「慶應大学の倫理委員会はそうのように承認しており、同じように本会の登録・調査小委員会に申請することとなる。その責任は当然の事ながら慶應大学の倫理委員会が負うこととなる」

武谷理事長「こういうことが出来るなら、例えば卵巣癌の手術で放射線を掛けるので凍結保存して欲しいという希望者が出てきた場合どう対応するのか」

吉村理事「現時点では臨床応用はするべきではない。飽くまで臨床研究である」

武谷理事長「対応すべき窓口がどこにもない。本会としてはそういう方には無理であるとお答えするしかない」

田中理事「A-PARTとの関係は如何か」

吉村理事「A-PARTは未受精卵の凍結保存である」

吉川理事「3~4ヶ月程前に米国の癌治療学会から生殖医療のガイドラインが出ている。その中に受精卵、未受精卵や卵巣の凍結保存について記載されている。考え方はインフォームドコンセントが非常に不足しており、10歳や15歳とかの女兒に対してもインフォームドコンセントをすべきとの立場である。思春期の段階に対して今後問題となる可能性がありタイミングとしては非常に良い」

武谷理事長「現時点でそのような相談を受けた場合、無理であるとお答えして頂きたい」

(6) 朝日新聞1月24日付記事「国内業者が卵子バンク」および本会のコメントについて

[資料：倫理3-1, 3-2]

吉村理事より「新聞報道のみでは事実関係が確認出来ない。学会員の行為であれば本会が調査して回答するかコメントは可能と思うが、そうでなければ個人的には本会がコメントをする必要はないと思う。常務理事の先生方に於かれては、そのような対応で宜しいかコンセンサスを得ておきたい」との見解が示された。

吉村理事の見解に対して、特に異議なく、了承した。

(7) 日経新聞1月21日付記事「不妊予防のNP0発足」について [資料：倫理4]

(8) 朝日新聞1月31日付記事「がん患者卵巣凍結保存」 [資料：倫理5]

稲葉理事より「従来夫がHIV陽性で、妻が陰性の症例では体外受精が認められてきたが、平成19年度の本職の厚労省班研究のプロジェクトの中に、施設の倫理委員会の承認が得られている症例で、両者がHIV陽性の症例がある。厚労省から2004年のHuman ReproductにEUではやるべきではないとのコメントが記載されているがとの照会があった。倫理的にもsuper infectionを防ぐためにも、子供が欲しいと要求があった場合にはそれに答えるべきであるとの班会議の結論に至った。それを厚労省に伝えたが、その時の条件として本会の倫理委員会に提出して頂きたいとのアドバイスを貰った。4~5月頃に本会倫理委員会に提出させて頂く予定である」との発言があった。

武谷理事長「egg donation や surrogacy のように産科医の人為的診療的な intervention が妊娠の成立に決定的な意味を持つものは産婦人科の倫理ということでもかなり規制できる。しかし自然妊娠できるものに対しては子供をつくってはいけないと強制的にそれを妨げることはできない。多少産婦人科医に対し suggestion は出来るが会告のような形で縛るのは極めて難しい。患者の autonomy の方が上位にあると思う。従来の倫理的マターとは質が違うような気がする」

吉村理事「本会に打診はあったが、それは出来ないとお断りした。もし倫理委員会に申請があれば、話し合いをしてある程度の結論を出したいと思う。会告で縛る問題ではないと思う」

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

①第3回教育委員会を2月23日に開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

1月19日現在、入金済1,193冊、校費支払のため後払希望57冊、購入依頼62冊。

星理事より「2月2日現在で1,611冊を販売した。前回の常務理事会で承認された2,000冊の増刷については、(必修知識の)若干の修正を加えた上で印刷にかかる予定である」との報告があった。

II. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

①第6回学会のあり方検討委員会を2月2日(17:30~)に開催する。

②第8回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を2月21日に開催する予定である。

③第4回女性医師の継続的就労支援のための委員会を1月26日に開催した。

④拡大産婦人科医療提供体制検討委員会を3月21日に学士会館に於いて開催する予定である。

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会からの第2次中間報告書(案)について

[資料:学会のあり方1]

海野委員長「前回常務理事会以降に意見を頂き、改訂した第2次中間報告書(案)を資料として示した。本中間報告書を一般ホームページに掲載して意見を求めたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(3) 第2回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会について [資料:学会のあり方2,2-2]

海野委員長よりプログラムの説明があり、「資料:学会のあり方2-2に示した『第2回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会開催のお知らせと出席者推薦のご依頼』の書信を発送して宜しいか諮りたい。広報の方法として、厚労省の記者クラブに投込むこと、本会と医会のホームページに掲載すること、女性の健康週間の新聞広告に載せること等を考えたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(4) 毎日新聞1月23日付記事「医療クライシス」 [資料:学会のあり方3]

(5) 「産婦人科診療ガイドラインー産科編」コンセンサスマーティングのご案内について

「産婦人科診療ガイドラインー産科編」コンセンサスマーティングを4月16日(月)京都国際会館にて開催する予定である。[資料:学会のあり方4]

吉川理事より「ガイドラインの評価委員会の委員は、来年度選出の理事と周産期委員会委員とで計15名及び医会側15名の構成で宜しいか。コンセンサスマーティングに出す前に少なくともディスカッションする十数項目に関しては医会の了承を得た上でホームページに掲載したい。

女性医師の継続的就労支援のための委員会でアンケート調査を行なっているが、その回答率は80%を既に超えている。3月で締めて日医総研の協力を得て解析を行なう予定である」との報告があり、了承した。

岡井理事「ガイドラインの作成に関して、専門委員会での作業とガイドライン作成委員会での作業と

の整合性を本会として取って頂きたい」

武谷理事長「ガイドライン作成委員会は本会と医会の両会で作業をしており専門委員会の上位にあることになる」

岡井理事「重要な問題に関しては専門委員会の承諾を得るなりして頂きたい」

吉川理事「他学会のガイドラインを含め矛盾点の無いようにする」

(6) 朝日新聞 1 月 26 日付記事「お産の現場パンク寸前」 [資料：学会のあり方 5]

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) JOB-NET 公募情報について [資料：広報 1]

(2) ACOG Web 会員について [資料：広報 2]

岡村理事より「周産期委員会で妊産婦死亡を含めた重症管理妊産婦調査の結果が出たので、広報から公示して頂きたい」との提案があり、了承した。

武谷理事長「1 人の妊産婦死亡は 73 人の死に至りうる中の 1 人である。薄氷の診療をしているということか」

岡村理事「産婦人科医は 73 人を助けているとのメッセージである」

3) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

① AFOG と AOCOG2007 の合同会議を 2 月 4 日に京王プラザホテルにて開催する予定である。

(2) 演題応募および事前登録について [資料：AOCOG2007 1]

(3) 50 周年記念出版について [資料：AOCOG2007 2]

久具幹事より「Abstracts の Submission の deadline は 3 月 16 日であるので、各大学は出来るだけ複数の演題を応募して頂きたい。大学以外の先生方にも沢山の演題を応募して頂きたい。Early Bird Registration は 5 月 31 日までであり、各大学の同窓会組織、同門会組織を通じて出来るだけ多くの先生方に Registration をして頂きたいと考えている。参加すると専門医シール 3 枚が発行されるので宜しくお願いしたい」との報告があった。

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (田中俊誠委員長)

特になし

5) 女性の健康週間委員会 (石塚文平委員長)

(1) 会議開催

① 女性の健康週間小委員会を 1 月 31 日に開催した。

② 第 9 回女性の健康週間委員会を 2 月 8 日に開催する予定である。

(2) 地方部会担当市民公開講座について [資料：女性健康週間 1]

(3) 女性健康週間イベント及び新聞広告について [資料：女性健康週間 2]

石塚理事より資料に基づきイベント及び新聞広告の説明があり、新聞広告に掲載する文章を石塚理事と武谷理事長に一任することを含め、特に異議なく、了承した。

(4) 日経新聞に橋本聖子議員と武谷理事長との対談記事を掲載することについて

[資料：女性健康週間 3]

矢野幹事長より名誉会員の詮衡基準について説明があった。
協議の結果、従来の詮衡基準を遵守することを、了承した。